

芦屋市長 山中 健 様  
芦屋市教育長 福岡 憲助 様

子ども・若者の健全育成に向けての提言

芦屋市子ども・若者計画の策定にあたり、本青少年問題協議会において協議した内容を基に「子ども・若者の健全育成に向けての提言」をまとめました。芦屋市の子ども・若者の健全育成に活かしていただきますようにお願いいたします。

平成 28 年 1 月 20 日

芦屋市青少年問題協議会  
会長 廣木 克行

副会長	新井野 久男	委 員	堀 晃二
委 員	曾和 義雄	委 員	守上 三奈子
委 員	中俣 久美	委 員	水野 美幸
委 員	大塚 圭子	委 員	三輪 なぎさ
委 員	高橋 裕文	委 員	大久保 文昭
委 員	中村 尚代		
前委員	重村 啓二郎	前委員	近藤 誠人
前委員	星野 典子	前委員	帰山 和也
前委員	中田 伊都子	前委員	小牧 直文

## 子ども・若者の健全育成に向けての提言

次代を担う子ども・若者が、心身ともに健やかでたくましく成長し、自立していくことは、市民すべての願いです。また、21世紀を明るく生き生きとした社会にするためのわれわれ大人に課せられた大きな命題でもあります。そのためには、「次代を担う青少年の育成は、社会全体の責務である」という認識に立った取組が必要です。

青少年問題協議会では、このたびの子ども・若者計画の策定に当たり議論を重ねてきた中で、予算、仕組み、方法等の問題でにわかに市の具体的な事業として計画において取り組むことが難しいもの、市の事業ではなく市民に改めて認識を深めていただく必要があると考えるもの、あるいは子ども・若者に関して各家庭のあり方や地域団体に協力を求めていくものなどについて、このたびの計画とは別に提言としてまとめ、市をはじめとする関係機関に取り組みを求めていくこととしました。

このような提言については、今後も本協議会の議論が進展するに応じて適宜発信してまいりますが、今回は次の5点について関係者の取り組みを求めたいと考えています。

### ( 提言内容 )

#### ( 1 ) 子ども・若者の遊び場（居場所）を確保する

芦屋市の子どもの体力は、小学校6年生、中学校3年生とも、また男女いずれにおいても全国の平均を下回っています。有名校への進学を志向する傾向が強ければ強いほど、保護者の意識の中で学力のこと比べ外遊びやスポーツの重要性を軽視する傾向があると考えられます。人間の体力の発達については幼児期や小学校期が最も大切な時期であり、体力や運動能力の向上が学力の向上や人格の形成に重要な役割を果たすという多くの研究の結果わかってきています。生活の利便化や生活様式の変化は、日常生活の中で子どもたちが身体を動かす機会の減少を招いているとともに、夢中になれる遊び場のないことが、子どもから遊びを奪っていることの深刻さに気づかない市民を増やしています。本市と市民はこの問題をもっと真剣に受け止める必要があります。

## **(2) 健全な家庭づくりへの支援を進める**

家庭によって子どもの育ちは変わります。社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。同様の問題を抱えている先進諸国の中には離婚の増加や荒れた子どもの問題に直面して工夫を重ねている国が少なくありません。育児講座の名称を改め両親講座と呼ぶなど、子どもが生まれた父親は誕生時や乳幼児検診に際して母親とともに出席することが義務付けられ、出席させない企業は罰せられるところまで徹底している国もあります。

現代の社会では、親になるための学びの場を必要としているのは母親だけではありません。親子関係を母子だけに限定せず、母親・父親がしっかり研修を受けて、子育てについての共通理解を促進する仕組みが必要な時代になっているのです。

## **(3) 寛容なまちづくりへの理解を求める**

子どもの声が騒音に当たるかどうかが問題になり、平穏な生活との関係で訴訟が全国で相次いでいます。その原因として社会の少子化などにより子どもがいる生活が日常ではなくなったことや子どもへの思いが多様化したこと等が指摘されています。芦屋市でも「若者が集まっていると怖い」とか「子どもの遊び声がうるさい」、あるいは「遊びやスポーツはほこりが立つからやめて」という苦情が絶えません。

ドイツの格言のごとく「子どもたちの騒音は将来の音楽」なのか、それとも「子どもたちの騒音は親の怠慢」なのか。子ども若者の問題に関わる私たちは、子ども・若者の活動に地域の理解と協力と参加を求め、相互理解を進めていくために、啓発をはじめとした取り組みを考えていく必要があります。

## **(4) 苦情を課題として捉え地域・行政で考える場を設定する**

市民から子どもと若者に関する苦情が入ると、行政機関はその立場上、苦情に沿った対応を迫られることになります。その場合、行政機関は問題の一方の当事者に同調する結果を招き、苦情の内容についての公平な評価の機会を逸してしまうことも少なくありません。それでは他方の当事者（子どもや若者）の利益や信頼という大切なものを失ってしまうことになります。

苦情は市と市民にとって大切な問題提起でもあります。苦情を地域として受け止め議論ができる仕組みを構想し、譲り合いと歩み寄りの中で子どもや若者の成長を見守る本当の意味で豊かなまちを作る必要があります。

## (5) 不登校・ニート・ひきこもり支援の具体化に向けて一歩踏み込んだ工夫を求める

計画の基本理念にもあるように、困難を有する子ども・若者の育ち直しを支える具体的な支援事業を開拓する必要があります。今回のアンケート結果からも、特に学校卒業後は「誰にも相談しない」でひきこもる子ども・若者が、本市にも相当数いることがわかっています。

中学卒業後の進路追跡による実態把握の事業を早期に実施するとともに、当事者を支援するための施策にとどまらず、保護者の悩みや不安に応える家族支援や保護者同士が支え合う親の会の発足・運営支援など、情報提供を越えた支援策についての工夫が必要になっています。

平成28年1月20日

芦屋市青少年問題協議会